

国際会計人材ネットワーク第2回シンポジウム パネル・ディスカッション 「損益計算書の新しい姿」(A New Look of the Income Statement)



本シンポジウムのパネル・ディスカッションは、「損益計算書の新しい姿」(A New Look of the Income Statement)をテーマとして、以下のパネリストをお招きして実施した。本稿は、その概要である。

〈パネリスト〉

- Nick Anderson 氏 (国際会計基準審議会 (IASB) 理事)
- 鷲地 隆継氏 (IASB 理事)
- 井口 譲二氏 (ニッセイアセットマネジメント(株) CFA チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 上席運用部長 (投資調査室))
- 片山 智二氏 (JFE ホールディングス(株) 財務部 経理室長)
- 鈴木 理加氏 (PwC あらた有限責任監査法人 パートナー アカウンティング・サポート部

IFRS リーダー)

〈モデレーター〉

- 川西 安喜氏 (企業会計基準委員会 (ASBJ) 常勤委員)

1. IASB のプロジェクトの動向

はじめに、鷲地 IASB 理事より、IASB の基本財務諸表プロジェクトにおける暫定決定の概要が説明された後、IASB において、利用者と作成者とのコミュニケーションを改善するためのプロジェクトを実施している旨が述べられた。

2. 現行の IFRS に基づく財務業績計算書の問題点

続いて、現行の IFRS に基づく財務業績計算書の問題点について、日本基準との比較も踏まえて意見交換が行われた。

まず、鈴木氏より、費用を機能別に表示した IFRS の財務業績計算書は、日本基準の表示と似ているように見えるが、営業外損益や特別損益という科目がなく、たとえば、日本基準における経常利益は、IFRS では示し得ない旨が述べられた。さらに、臨時かつ巨額な費用が発生

した場合、日本基準では特別損益項目となるが、IFRSでは、機能別に表示された費用項目に含めて表示した上で注記することとなる可能性があるため、それぞれの基準での営業利益の概念も異なる旨が述べられた。このような違いは、日本以外の会計慣行との間でも考えられ、IFRSにおいて営業利益を定義づけることの難しさがあるとの旨が述べられた。

次に、井口氏より、企業と投資家の対話という観点から考えると、総論としてIFRSの開示は、利用者の立場からは高く評価している旨が述べられた。一方で、日本基準でいう営業利益のような平準化された利益の表示が欠如していることが述べられた。また、IFRSでは、日本基準と比べると規定されている行項目の数が少なく、企業間で異なる名称が使用されていることから、財務データベースから入手した情報を再チェックする必要がある点が指摘され、プリンシプルベースで良い面もあるが、利用者にとっては財務データベースが非常に重要であるため、その点を考慮して欲しい旨が述べられた。

続いて、片山氏より、IASBで実施している財務業績計算書における小計の追加及びさらなる分解表示のための取組みについて賛同するが、どういう小計が良いのか、どういう情報が有用なのかというところが一番大事である旨が述べられた。また、投資、財務という区分よりも、非経常項目を除外して区分表示し、通常の営業活動による持続可能な利益である営業利益、あるいはそれに財務費用を加えた表示が、ニーズも高く有用な情報ではないか、また、営業利益の定義は難しいが、この課題についても取り込んでもらいたい旨が述べられた。

最後に、アンダーソン IASB 理事より、経営者が自らストーリーを語ることと比較可能性を高めることは相容れない点となるが、取り組んでいかなければならない課題であり、また、持

分法投資損益の区分は新しい概念であるため、様々な議論が出てくるものと考えている旨が述べられた。また、利用者からは、様々な情報が、財務諸表以外の場所を含め、異なる場所にあるため、データを見つけにくいという意見もあり、定められた場所で開示するようにし、それを監査の対象とすることなどの対応が考えられる旨が述べられた。

3. 経営者業績指標 (MPM) の表示

IASBにおける基本財務諸表プロジェクトでは、比較可能性を重視した小計の表示に追加して、経営者が柔軟に表示できるMPMについて表示をしていくことが議論されているため、MPMについてどのように考えるのかについて、パネリストに見解が求められた。

まず、井口氏より、現状の財務諸表の理解に資するため、段階的な利益の表示の1つとして、MPMを定めることは、理解できる旨が述べられた。ただ、今の定義では不十分であると思われるとして、投資家と企業の対話をさらに深めるために、営業利益とMPMの間の調整を示し、MPMを継続性のある利用価値のあるものにして欲しい旨、及び経営者が交代の都度、MPMが変更されることになる場合、継続性がなくなり、利用価値が低下してしまうため、その点について強固なプロセスが必要である旨が述べられた。

次に、片山氏より、MPMの表示を要求するという考え方は理解できるが、MPMの内容自体についての議論が十分にされていないという印象を持っている旨、及び各社が自由にMPMを定義し、一定の規律もなく独自に開示する場合、企業間の比較、投資の選別をするのは難しくなるという印象を持っている旨が述べられた。さらに、有用な情報は何かということをし

分に考慮し、それを財務諸表に取り込み、非経常項目を区分した形で財務諸表を表示することで、信頼性の高い比較可能な情報が開示されることにつながるのではないかとの旨が述べられた。

続いて、鈴木氏より、有用な情報は、より多くの追加的な情報を提供すればよいということではなく、表示の仕方や、場所も重要であり、また、監査範囲に含まれているかどうかによって、投資家にとっての有用性の評価は異なる可能性がある旨が述べられた。より自由度の高い調整を行ったMPMは監査できない可能性があるため、有用性の評価の観点への影響からも、一定のルールや指針等がない状態でのMPMの導入は困難ではないかとの旨が述べられた。

次に、アンダーソンIASB理事より、比較可能性という観点から、MPMをどの程度まで定義するかという点は、現実的には、会社ごとに事業経営が異なるため、単一の指標をどの会社にも押し付けることは難しい旨、また、MPMを会社自らが定義することこそが会社にとっ

て、指標を投資家に示して、どのように会社に変化していくかを表現する重要な機会ではないかとの旨が述べられた。

最後に、鷲地IASB理事より、IASBではアンカーとなる小計を何にするのかということや、持分法投資損益を企業のコア事業と不可分なものとは不可分でないものの2種類に分けることに関して様々な議論があった旨が述べられ、将来、基本財務諸表プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーを公表した際は、是非様々なご意見を伺いたい旨が述べられた。

4. まとめ

モデレーターより、日本基準に慣れ親しんでいる日本の関係者がIASBの議論に貢献する方法はいろいろあると考えられ、今後、IASBからディスカッション・ペーパーが公表された際には、日本の経験を生かした意見発信ができるのではないかとのまとめが述べられた。